

参 考

※学則をはじめ諸規程は在学中に改定されることがあります。最新情報は大学のホームページを参照してください。

國學院大學学則（抄）

第1章 総則

第1条 本学は神道精神に基づき人格を陶冶し、諸学の理論並びに応用を攻究教授し、有用な人材を育成することを目的とする。

第1条の2 本学は教育研究水準の向上を図り、前条の目的と社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

第2条 本学に学部、大学院、専攻科及び別科を置く。

- 2 学部は文学部・経済学部・法学部・神道文化学部及び人間開発学部の5学部とする。
- 3 文学部に哲学科・史学科・日本文学科・中国文学科・外国語文化学科を置く。
- 4 経済学部に経済学科・経営学科を置く。
- 5 法学部に法律学科を置く。
- 6 神道文化学部に神道文化学科（昼間主コース・夜間主コース）を置く。
- 7 人間開発学部に初等教育学科・健康体育学科・子ども支援学科を置く。
- 8 大学院に関する学則は別に定める。
- 9 専攻科については、この学則に定めるもののほか別に定める専攻科規程による。
- 10 別科については、この学則に定めるもののほか別に定める別科規程による。

（第2条の2 略）

（第2条の3 略）

第2条の4 文学部は、日本文化の研究を深化させるとともに、異文化との比較・相対化を通して、日本文化を世界へ創造的に発信することのできる人材を育成することを目的とする。

- (1) 哲学科は、哲学・倫理学及び美学・芸術学についての多様な知識の修得を通して、理論的かつ実践的な思考能力を養い、社会に資する創造的人材を育成することを目的とする。
 - (2) 史学科は、日本史、西洋史、東洋史、考古学及び歴史地理の実証的な学習と研究を通して、客観的かつ批判的分析能力を養い、広く社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。
 - (3) 日本文学科は、古代から現代にいたる日本の、文学、言語、伝承などを通して、我が国の伝統文化や精神を体系的に学習することにより、社会や物事の本質をとらえ、創造的に思考し、広く社会に資することのできる人材を育成することを目的とする。
 - (4) 中国文学科は、中国文学を中心に、関連する諸領域の学習を通して、専門的教養に支えられた根源的視点と創造的思考力を養い、広く国際社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。
 - (5) 外国語文化学科は、高い外国語能力を習得し、外国文化を学際的・総合的に学ぶことによって、高度なコミュニケーション能力と問題を論理的に分析解決する能力とを備え、国際社会において主体的に活躍できる人材を育成することを目的とする。
- 2 経済学部は、多元化しグローバル化の進展する社会の中にあつて、経済学の基礎力と日本経済に関する知見を兼ね備え、未来への実践的で創造的な対応力を身につけた、社会に貢献できる専門的教養人を育成することを目的とする。
- (1) 経済学科は、経済学の基本的な分析ツールと幅広い歴史的パースペクティブに依拠し、身近な地域から世界に至る経済・社会・政治の動向を踏まえつつ、日本経済の一層の発展と人類の福祉の向上に貢献できる人材を育成することを目的とする。
 - (2) 経営学科は、経営学と会計学の専門基礎力を備えるよう実践力、創造力、分析力を鍛錬し、企業をはじめとするさまざまな組織の中で、課題の発見と解決にリーダーシップを発揮できる人材を育成することを目的とする。
- 3 法学部は、幅広い教養と学識を身につけるとともに、法学及び政治学に関する専門的知識を修得することを通して、価値観が多様化する現代社会において主体的に行動し、かつ平和で民主的な国家及び社会の形成に積極的に参画できる人材を育成することを目的とする。

- 4 神道文化学部は、神道を中心とする日本の伝統文化の理解及び修習並びに内外の諸宗教及び関連する宗教文化の分析と比較を通して、国際化され情報化された現代社会の発展に寄与し社会の健全な形成に貢献する人材を育成することを目的とする。
- 5 人間開発学部は、人間発達に関する諸領域の専門的知識の教授及び体系的な実践的指導を通して、広い視野と深い洞察力を備え、多様な分野において、人間の持つ資質・能力を開発することのできる創造性豊かな人材を育成することを目的とする。
 - (1) 初等教育学科は、子どもの育成指導に関する専門的知識を教授し、体系的な実践指導を行うことを通して、子どもの資質・能力を開発し、人間力を備えた人材を育むことのできる指導者を育成することを目的とする。
 - (2) 健康体育学科は、健康教育並びにスポーツにかかる伝統、文化及び技能に関する専門的知識を教授し、体系的な実践指導を行うことを通して、人々の資質・能力を開発し、豊かで充実した社会生活の創造に貢献できる指導者を育成することを目的とする。
 - (3) 子ども支援学科は、子ども・子育て支援に関する専門的知識を教授し、保育現場や地域社会と連携した実践的指導を行うことを通して、子どもの資質・能力を開発し、豊かな生活環境の創造に資することのできる指導者を育成することを目的とする。

(第2章 教職員組織 略)

(第3章 会議 略)

(第4章 入学資格及び定員 略)

第5章 履修の方法

第31条 各学部の修業年限は4年とする。ただし、在学年数は、8年を超えることができない。

第32条 文学部においては4年以上在学し、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得した者は卒業とし、卒業証書を授与する。

2 経済学部においては4年以上在学し、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得した者は卒業とし、卒業証書を授与する。

3 法学部においては4年以上在学し、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得した者は卒業とし、卒業証書を授与する。

4 神道文化学部においては4年以上在学し、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得した者は卒業とし、卒業証書を授与する。

5 人間開発学部においては4年以上在学し、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得した者は卒業とし、卒業証書を授与する。

第32条の2 前2条の規定にかかわらず、本学に3年以上在学し、所定の授業科目を履修し、卒業に必要な単位を極めて優秀な成績をもって修得した者が、3年終了時における卒業（以下、「早期卒業」という。）を願い出た場合は卒業とし、卒業証書を授与することができる。

2 早期卒業に必要な成績の基準及び手続きについては、別に定める。

第32条の3 卒業の時期は学年末とする。

2 前項の規定にかかわらず、前期終了時における卒業を願い出た者は、第32条に該当することを条件として、前期終了時に卒業することができる。

第33条 本学を卒業した者にはその履修した課程に従い、別に定めるところにより学士の学位を授与する。

第34条 卒業に要する単位は次のとおりとする。

文学部	共通教育科目	36 単位以上	経済学部	共通教育科目	36 単位以上
	専門教育科目	64 単位以上		専門教育科目	74 単位以上
	合 計	124 単位		合 計	124 単位
法学部	共通教育科目	36 単位以上	神道文化学部	共通教育科目	36 単位以上
	専門教育科目	64 単位以上		専門教育科目	64 単位以上
	合 計	124 単位		合 計	124 単位
人間開発学部	共通教育科目	26 単位以上			
	専門教育科目	74 単位以上			
	合 計	124 単位			

第35条 各授業科目の単位数は、その授業科目の開設の際に定める。

第36条 授業科目の単位数は、次の基準によって計算する。

- (1) 講義及び演習科目については、毎週1時間15週で1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技科目については、毎週3時間15週で1単位とする。
- (3) 講義と、実験、実習及び実技を併用する場合については、毎週2時間15週で1単位とする。ただしこの場合は、講義を4分の1以上実施するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文及び一部演習科目については、学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、別に単位数を定める。

第37条から第41条まで削除

第42条 教員の免許状を取得しようとする者は、本学の卒業要件をみだし、かつ第57条別表1の教職に関する授業科目について、第2項の各免許教科に従い、教育職員免許法に定める単位を修得しなければならない。

2 本学の各学部・学科において取得できる教員の免許状の種類及び免許教科は、次のとおりとする。

学部	学科	取得免許状の種類	
		中学校教諭 一種免許状	高等学校教諭 一種免許状
文学部	哲学科	社会	公民
	史学科	社会	地理歴史
	日本文学科	国語	国語・書道
	中国文学科	国語	国語
	外国語文化学科	英語	英語
経済学部	経済学科	社会	公民
	経営学科		商業
法学部	法律学科	社会	公民
神道文化学部	神道文化学科	社会	公民
人間開発学部	健康体育学科	保健体育	保健体育

学部	学科	取得免許状の種類	
人間開発学部	初等教育学科	幼稚園教諭一種免許状	小学校教諭一種免許状
	子ども支援学科	幼稚園教諭一種免許状	

第43条 図書館司書の資格を得ようとする者は、第57条別表2のイに定める図書館司書に関する授業科目32単位以上を修得することを要する。

2 学校図書館司書教諭の資格を得ようとする者は、第57条別表2のロに定める学校図書館司書教諭に関する授業科目10単位を修得することを要する。

第44条 学芸員の資格を得ようとする者は、第57条別表3に定める博物館学に関する授業科目19単位以上を修得することを要する。

第45条 保育士の資格を得ようとする者は、児童福祉法施行令、同法施行規則及び保育士養成施設指定基準に定める授業科目及び単位数を修得しなければならない。

2 保育士養成に関する規程は別に定める。

第46条 学生は履修しようとする授業科目を、毎年度所定の期間内に届け出なければならない。

第47条 学業成績は試験により定める。

第48条 試験は定期試験・追試験・再試験とする。

第49条 各授業科目について出席を要する日数の3分の1以上欠席した者は、その授業科目の試験を受ける資格を有しない。

第50条 追試験はやむを得ない事故により、定期試験を受けられなかった者のためにのみ行うことがある。

2 不合格の授業科目については、再試験を行うことがある。

第51条 単位履修について正規の手続を怠っている者は受験資格を失う。

第52条 学業成績の評価は、S・A・B・C・Dとし、S・A・B・Cは合格、Dは不合格とする。

2 合格の評価を得た授業科目については、その授業科目所定の単位数を与える。

3 学修指導等に際し、第1項の評価から算出する平均値（以下「GPA」という。）を利用することがある。

4 GPAの算出方法に関する内規は、別に定める。

第52条の2 教育上有益と認めるときは、在学生に対し、他の大学又は短期大学での履修を許可することができる。

2 前項の規定は、外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

3 本学に入学する前に、大学又は短期大学において修得した単位を本学の単位として認定することができる。

4 前3項により修得したものと認定することができる単位数は、合わせて60単位を超えないものとする。ただし、第64条に規定する編入学によるものはこの限りではない。

第53条 この学則に定めるもののほか履修の方法については、履修要綱の定めるところによる。

(第6章 開設授業科目 略)

第7章 学年・学期・休日

第58条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第59条 学年を前期及び後期に分ける。

前期 自4月1日 至9月30日

後期 自10月1日 至翌年3月31日

第60条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律で休日とする日

(2) 大学創立記念日(11月4日)

(3) 神殿鎮座記念祭(5月1日)

(4) 春季休業日 自3月16日 至4月4日

(5) 夏季休業日 自7月21日 至9月16日

(6) 冬季休業日 自12月20日 至1月7日

2 前項に定めるもののほか、臨時に休業日を設けることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことがある。

第8章 入学・転学・休学・退学

(第61条～第63条 略)

第64条 考查の上、学年の始に編入・転部・転科を許可することができる。ただし、修得単位の認定等の取扱については、教授会の定めるところによる。

2 編入できるものは、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者又は退学した者

(2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所、国立養護教諭養成所を卒業した者

(3) 従前の法令の規定により大学予科、高等学校高等科、教員養成諸学校等の課程を修了又は卒業した者。なお、その取扱については、学校教育法施行規則の定めるところによるものとする。

第65条 転部・転科希望者は、所定の手続を採らなければならない。

第66条 入学又は編入・転部・転科の許可を得た者は、保証人を立て次の書類を提出し、所定の学費を納めなければならない。

誓約書・履歴書・卒業(修了)証明書、編入の場合には別に単位成績証明書

第67条 誓約書には、保証人(父母又は近親者)の連署を要する。

第68条 保証人は、その学生に関する一切の責任を負わなければならない。

第69条 保証人が姓名を改めたとき、又は転居をしたときは直ちにその旨を届け出なければならない。

2 死亡その他の事由により保証人に変更があったときは、改めて誓約書を差し出さなければならない。

第70条 病気のため欠席が1週間以上にわたる場合には、医師の診断書を添え、保証人連署をもってその旨を届け出なければならない。

第71条 病気その他のやむを得ない事由により、引続き3カ月以上欠席しようとする者は、保証人連署の上願い出て、休学することができる。病気による休学願には医師の診断書を添えなければならない。

2 前項の事由が消滅したときには、直ちに復学願を提出しなければならない。

3 休学期間は、前期、後期又は学年度とする。やむを得ない場合は、この期間を延長することができる。

4 復学の時期は、学期の始めとする。

5 休学期間は、合算して3年を超えることはできない。

6 休学期間は、在学期間に算入しない。

第72条 病気その他のやむを得ない事由により、退学しようとする者は、保証人連署の上、退学願を提出しなければならない。

第73条 前条の規定により退学した者が、保証人連署をもって再入学を願い出た場合には、考査の上、退学時の学部学科にこれを許可することができる。

2 再入学に関する規程は、別に定める。

第74条 校医が健康上、修学に不相当と認めた者には休学を命ずることがある。

第9章 学費

第75条 本学の学費は別表のとおりとする。

第76条 本学に入学を志願する者は、所定の入学考査料を納めなければならない。

第77条 入学を許可された者、転部・転科を許可された者は、所定の入学金又は転部・転科料を納めなければならない。

第78条 学費は所定の期間中にこれを納めなければならない。

第79条 既納の学費、考査料、転部・転科料等は返戻しない。

2 学費は休学する場合においても納めなければならない。ただし、別に定めるところにより減免することができる。

第80条 在学中に授業料その他について変更のあった場合には、新たに定められた金額を納入しなければならない。

第10章 委託生・科目等履修生・外国人留学生・交換留学生

第81条 公共団体及びその他の機関から、本学の特定の授業科目について研究を委託された者に対しては、選考の上委託生として研究を許可することができる。

第82条 本学の授業科目中、特定の授業科目の履修を希望する者に対しては、選考の上科目等履修生として履修を許可することができる。

第83条 科目等履修生となることができる者は、第29条の各号に規定する者とする。

第84条 科目等履修生の学費は別表のとおりとする。

第85条 科目等履修生はその履修した授業科目について試験を受けることができる。

2 試験に合格した者には、その授業科目所定の単位を授与する。

第86条 削除

第87条 外国人で大学において教育をうける目的をもって入国し、本学に入学を希望する者に対しては、選考の上外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に対しては、第6章に掲げるもののほか日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。

第87条の2 本学と協定を締結した外国の大学から推薦され、本学の開講する科目について履修を希望する者に対しては、所定の手続きを経て、交換留学生として入学を許可することができる。

第88条 委託生・科目等履修生・外国人留学生・交換留学生に関しては、本章に規定するもののほか、別に定める。

2 前項に規定する以外の事項については、本学則を準用する。

第11章 研究施設

第89条 本学に研究施設として図書館を置く。

第90条 本学各学部へ学部資料室を置く。

2 学部資料室に関する規程は、別に定める。

第12章 その他の施設

第91条 本学に次の施設を置く。

(1) 自習室

(2) 学生寮

(3) 保健室

(4) その他

第13章 賞罰及び除籍

第92条 人物学業優秀な者、又は範とすべき行為をなした者は表彰する。

第93条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては懲戒を行う。

(1) 本学の秩序を紊し、名誉を毀損した者

(2) 性行不良で改善の見込がないと認められた者

(3) 学力劣等で成業の見込がないと認められた者

(4) 正当の理由がなくて出席常でない者

第94条 懲戒は譴責・謹慎・停学・退学の四とする。

第95条 次の各号のいずれかに該当する者には退学を勧告し、これに応じない者は除籍することができる。

- (1) 休学期間を除き在学8年を超える者。ただし、編入した者については別に定める。
- (2) 休学期間が3年を超える者
- (3) 履修の手續を所定期間中に行わなかつた者で修学の意味がないと認められた者
- (4) 各年次終了時において、特別の事情なくして所定の成績を修めることができず、成業の見込みがないと認められた者
- (5) 学費及びその他の納付金を所定の期間中に納入しない者

2 前項第2号から第5号までの規定により除籍となった者の再入学については、第73条の規定を準用する。

第96条 他の大学に在学する者は除籍することができる。

第14章 奨学金

第97条 本学に奨学制度を設ける。

2 前項の制度の運営については別に定める。

第15章 公開講座

第98条 本学は社会人教育のため、公開講座を開催することがある。

公開講座に関しては別に定める。

第16章 課外活動

第99条 課外活動に関する規程は、別に定める。

(第17章 改正 略)

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

國學院大學情報ネットワーク利用規程

(名称)

第1条 國學院大學情報センターが運用する情報ネットワークの名称をKEAN (Kokugakuin University Educational and Academic Network) とする。

(目的)

第2条 この規程は、KEAN が、教育および研究を目的として、適正かつ円滑に利用されるために必要な事項を定めるものである。

(利用者)

第3条 本学教職員、学生及び情報センター長の許可を受けた者はKEAN を利用することができる。

(利用手續)

第4条 KEAN を利用する者は、國學院大學情報センターで所定の利用手續 (ID の取得) を経なければならない。

(禁止行為)

第5条 KEAN を利用する者は、次の行為をしてはならない。

- (1) 所定の利用手續を経ないで利用すること
- (2) 利用手續において、偽名を使用するなど虚偽の事実を申告すること
- (3) 二重に利用資格の申請を行うこと
- (4) 他人と利用資格を共有すること
- (5) 制限を超えてコンピュータ・システムのリソース (計算時間、通信時間、ハードディスク使用量) を消費すること
- (6) コンピュータ・システムの毀損、混乱、性能の変換、またはその他の故障の原因となる行為をすること
- (7) 許可されていないコンピュータにアクセスすること
- (8) 許可なく、他の利用者のファイルもしくはデータを閲読し、削除し、複製し、改変し、または公開すること
- (9) 著作権法の規定または公正な慣行に反する方法で、他人の著作物であるファイルもしくはデータを引用し、または参照すること
- (10) 許可なく、他人の電子メールを閲読し、削除し、複製し、改変し、または公開すること
- (11) 嫌がらせもしくは脅迫的な内容、デマなどの公序良俗に反する内容、他人を誹謗中傷する内容、または本人の許可を得ていない個人情報を含む電子メールの発信、電子掲示板上の発言、またはホームページの公開を行うこと
- (12) 開設したホームページ上で、特定の個人および団体の選挙活動ならびに宗教団体の布教活動を行うこと
- (13) 本条第11号および前号に規定する内容を含むホームページにリンクをはること
- (14) 営利の目的で利用すること

(15) オンライン・ショッピング、アダルト系ホームページの閲覧、またはゲーム・ソフトウェアの実行など、遊興目的で利用すること

(16) その他前各号に規定する行為に準ずる行為であつて、KEAN を利用する上でふさわしくない行為であると情報センターが認めた行為

(処分、措置)

第6条 前条の規定に違反した者に対しては、國學院大學就業規則、國學院大學学則または國學院大學大学院学則に基づく処分を行うことができる。

2 情報センターは、前項の処分とは別に、不正利用者に対して、中止命令、原状回復命令または利用資格の一時停止の措置をとることができる。

3 前2項の処分ならびに措置に関する手続については、別にこれを定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、情報センター委員会及び全学教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

國學院大學学位規則（抄）

(目的)

第1条 本学位規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条の規定に基づき、本学において授与する学位の種類、論文審査及び試験の方法その他学位に関し、必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とし、その種類は次のとおりとする。

学部・研究科名	学位	専攻分野の名称
文 学 部	学士	文 学
法 学 部	学士	法 学
経 済 学 部	学士	経済学・経営学
神道文化学部	学士	文 学
人間開発学部	学士	教育学・体育学
文 学 研 究 科	修士	神道学・宗教学・文学・民俗学・歴史学
	博士	神道学・宗教学・文学・民俗学・歴史学
法 学 研 究 科	修士	法 学
	博士	法 学
経 済 学 研 究 科	修士	経済学
	博士	経済学

(学位授与の条件)

第3条 学士の学位は、本学学則の定めるところにより所定の課程を修めた者に授与する。

(第4条～第15条 略)

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

國學院大學学部学生協定留学及び認定留学に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、本学学部学生の協定留学及び認定留学について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 協定校 本学との間に協定を締結している外国の大学をいう。

(2) 認定校 国際交流推進部委員会の議を経て、学長が認定した外国の大学をいう。

(3) 協定留学 学生交換協定に基づく協定校への留学をいう。

(4) 認定留学 認定校への留学をいう。

(5) 外国の大学 わが国の大学に相当する高等教育研究機関をいう。

(協定の締結)

第3条 外国の大学との協定の締結手続については、別に定める。

(留学の資格)

第4条 協定留学又は認定留学をする学生は、本学に2学期以上在学していなければならない。

(協定留学及び認定留学の許可)

第5条 協定留学及び認定留学の許可は、国際交流推進部委員会の議を経て、所属学部教授会の承認を得た後、学長がこれを行う。

(協定留学及び認定留学の期間)

第6条 協定留学及び認定留学の期間は、原則として1学期間又は2学期間とし、その期間を本学学生としての修業年限に算入する。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合は、2学期間を限度として留学期間を延長することができる。ただし、協定留学としての期間延長は、認められない。

3 留学期間延長の許可については、前条を準用する。

(履修届の特別措置)

第7条 協定留学及び認定留学が2年度にわたる場合には、履修届の特別措置を別に定める。

(単位の認定)

第8条 協定留学及び認定留学中に取得した履修科目の単位は、所属学部教授会の承認を得て、本学の卒業に要する単位に算入することができる。ただし、算入できる単位数は30単位を限度とする。

(協定留学及び認定留学中の学費)

第9条 協定留学及び認定留学中の本学の学費は、所定の金額を納入する。

2 協定留学で留学する場合の留学先大学での学費は、学生交換協定に基づき免除される。

3 認定留学で留学する場合の留学先大学での学費は、原則として各自の負担となる。

(協定留学及び認定留学参加学生の奨学金)

第10条 協定留学及び認定留学に参加する学生に対し、別に定める國學院大学協定留学及び認定留学奨学金制度に基づき奨学金を支給する。

(協定留学又は認定留学の取消し)

第11条 協定留学又は認定留学中の者が次の各号に該当する場合は、国際交流推進部委員会の議を経て、所属学部教授会の承認を得た後、学長が留学の許可を取り消すことができる。

- (1) 協定校又は認定校において成業の見込みがない者
- (2) 本学の学費納付等定められた義務を怠った者
- (3) 協定留学又は認定留学の目的に著しく反する行為を行った者
- (4) 本人の事情により留学を継続できなくなった者

2 協定留学又は認定留学を取り消された学生の取り扱いについては、別に定める。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、国際交流推進部委員会の議を経て、学長が行う。

(事務担当)

第13条 この規程に関する事務は、国際交流事務部国際交流課が担当する。

(施行規則)

第14条 この規程の運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

単位互換協定および協定・認定留学による単位の認定に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、國學院大學学則第52条の2の規定に基づき、単位互換協定、協定・認定留学により、修得した単位の認定（以下「単位の認定」という）について定めるものとする。

(認定基準)

第2条 認定は、協定校との間に定めのある場合を除き、この規則に定める方法及び基準にしたがう。

2 その他必要な事項は、履修要綱に定める。

(認定科目及び単位数)

第3条 認定は、國學院大學（以下「本学」という。）の開設する授業科目の内容及び単位数に相当するものについて行う。

2 認定を行った後の科目の追加又は変更は、認めない。

(認定の方法)

第4条 認定は、本学の開設する授業科目名に置き換えることを原則とする。

2 前項の規定にかかわらず、教育上有益であると認められる場合には、当該科目を修得した大学等の科目名称を用いて、認定することができる。

- 3 第1項の規定にかかわらず、教育上有益であると認められる場合には、複数の科目を一括して認定することができる。
- 4 前二項の規定により認定する場合は、修得した大学等の名称を明示するものとする。

(成績評価)

第5条 認定科目の成績評価は、協定校又は認定留学先の成績評価を本学の評価基準点に換算し、本学の成績評価基準に基いて行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、本学の評価基準点に換算することが困難な場合、又は第4条第3項の規定により、一括して認定する場合の評価は、Nとする。

(認定手続き)

第6条 協定留学、又は認定留学の場合、國學院大學学部学生協定留学及び認定留学に関する規程施行規則第11条第3項に定める書類を添えて教務課に提出しなければならない。

- 2 国内の単位互換協定の場合は、協定校からの成績通知をもって前項の手続きに代える。

3 認定は、前二項の申請に基づき、共通教育科目、教職・資格課程科目及び全学オープン科目については、教務部委員会の議を経て行い、専門教育科目については、学部教務委員会で審議し、学部教授会の承認を得るものとする。

(申請期間)

第7条 認定の申請期間は、協定留学及び認定留学の場合、帰国後1ヵ月とする。

(改廃)

第8条 この規則の改廃は、教務部委員会及び学部長会の議を経て、学長が行う。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

入学前既修得単位の認定に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、國學院大學学則第52条の2の規定に基づき、新たに本学の第1学年に入学した学生の既修得単位の認定について定めるものとする。

(認定基準)

第2条 学生が本学入学以前に修得した単位の認定は、別に定める認定基準にしたがう。

(認定科目及び単位数)

第3条 授業科目及び単位数の認定は、当該学部学科に設置する授業科目及び単位数に相当するものについて行う。

- 2 いったん科目及び単位の認定を行った後の科目の追加又は変更は、認めない。

(認定の方法)

第4条 共通教育科目及び専門教育科目の認定については、原則として授業科目ごとに認定する。

(認定手続き)

第5条 単位の認定は、学生からの申請に基づき、共通教育科目及び教職・資格課程科目については教務部委員会で、専門教育科目については学部教務委員会及び学部教授会で行う。

- 2 申請に当たっては、以下の各号の書類を教務課窓口提出しなければならない。

(1) 申請書 (本学所定)

(2) 履歴書

(3) 成績証明書

(4) 退学 (卒業) 証明書

(5) 申請科目の属する履修要綱 (カリキュラム表等)

(6) 申請科目の単位修得年度のシラバス (講義概要)

(適用年度)

第6条 この単位の認定は、平成14年度入学生から適用する。

(申請期間)

第7条 この単位の認定申請期間は、入学式翌日から前期授業開始日までとする。ただし、この申請は、入学した年度に限る。

(改廃)

第8条 この規則の改廃は、教務部委員会及び全学教授会の議を経て、学長が行う。

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

試験における不正行為に関する規程（抄）

第1条 <省略>

第2条 この規程において「試験における不正行為」（以下「不正行為」という。）とは、試験期間中に行われる次の各号の一に該当する行為をいう。

- (1) 試験監督者の指示・注意等に従わない行為及び試験監督の業務を妨害する行為
- (2) 所定の解答用紙を提出しない行為
- (3) 使用又は披見が許されていない図書・ノート・ファイル・複写物・印刷物・用具・機器、その他のものを使用し又は見せる行為
- (4) 他の受験者の答案を盗み見る行為及び他の受験者に答案を見せる行為
- (5) 試験場の内外を問わず、人と連絡し合う行為
- (6) 試験場で配布された所定の解答用紙以外を許可なく使用する行為又はこれを提出する行為
- (7) カンニングペーパー、その他試験に関する不正の書込みのある紙片・用具等を使用する行為
- (8) 代人受験をする行為及び代人受験をさせる行為

第3条 前条に定める不正行為を行った者（以下「不正行為者」という。）に対する処分のうち、試験の受験及び成績の無効（以下「科目無効」という。）は、次の三とする。

- (1) 不正行為に係る受験科目についての科目無効
 - (2) 前号の当該受験科目無効のほか、当該試験期間において受験した科目及び受験予定科目（以下併せて「受験科目」という。）の2分の1についての科目無効
 - (3) 当該試験期間における全受験科目についての科目無効
- 2 前項第2号に定める科目無効の科目数は、小数点第1位の数値を四捨五入し、正数の科目数をもってこれを定めるものとする。
- 3 第1項第2号に定める科目無効の対象科目は、当該試験期間における期間内試験科目のうち、当該不正行為者の直近の受験予定科目から選定した後に、直前の受験した科目から選定し、次に、授業時試験科目のうち、直前の受験した科目から選定するものとする。

第4項 <省略>

第4条 不正行為者に対する懲戒の処分は、次の四とする。

- (1) 譴責 口頭又は文書による注意とともに、第13条に定める公示を行う。
- (2) 謹慎 有期とし、口頭又は文書による注意とともに、一定期間謹慎させ、第13条に定める公示を行う。
- (3) 停学 無期及び有期とし、口頭又は文書による注意とともに、自宅待機を命じ、第13条に定める公示を行う。
- (4) 退学 口頭又は文書による注意とともに、自宅待機を命じた後、退学させ、第13条に定める公示を行う。

第5条～第6条 <省略>

第7条 第2条第1号から第3号までに定める不正行為を行った者は、第3条第1項第1号又は第2号の処分に処する。ただし、不正行為の内容が悪質で情状も重い不正行為者については、同条第1項第3号の処分に処することができる。

2 第2条第4号から第7号までに定める不正行為を行った者は、第3条第1項第2号又は第3号の処分に処する。

3 第8条第2項の各号に定める不正行為を行った者は、第1項及び前項の規定にかかわらず、第3条第1項第3号の処分に処する。

第8条 第2条第1号から第7号までに定める不正行為を行った者は、譴責、謹慎又は停学に処する。ただし、譴責が相当地でないとき、譴責に代えて、学生部が必要と認める嚴重注意等の指導に留めることができる。

2 次の各号の一に該当する者は、自宅待機を命じ、停学又は退学に処する。

- (1) 威力を用い又は二人以上共同して第2条第1号に定める不正行為を行い、よって試験監督の業務を著しく妨害した者
- (2) 第2条第8号に定める不正行為を行った者
- (3) 第2条の各号に定める不正行為を繰り返し行った者

第9条・第10条 <省略>

第11条 処分は、学部教授会の承認をもって確定するものとする。

第12条 <省略>

第13条 学生部は、不正行為者を譴責・謹慎・停学・退学の処分にしたときは、すみやかにこれを公示するものとする。

第14条～第16条 <省略>

附則

この規則は、平成30年5月16日から施行する。

受験上の注意

1. 受験できる授業科目は、履修を届け出たものに限る。
2. 指定された試験場に入り、机の上に学生証を監督者に見えるように置くこと。
 - * 学生証裏面に在籍確認シールの貼っていないものは無効とする。
 - * 試験当日学生証を忘れた者は、学生生活課または、たまプラーザ事務課において仮学生証の発行を受け、これを机の上に置かなければならない。
 - * コンピュータ教室で行う試験の場合は、受験者本人が自らログインしなければならない。
3. 試験場への入場は、試験開始後 25 分まで許可する。途中退場は一切認めない。
試験終了後の答案整理中は、その試験場に入ることを禁止する。
4. 試験は、各試験場における責任監督者の下で実施される。
監督者の指示や注意に従わないと不正行為となるので注意すること。
5. 試験場においては、監督者の指示に従って着席すること。
6. 筆記用具および特に使用を許可されたもの以外を机の上に置いてはならない。
筆箱・めがねケースは、荷物の中にしまうこと。
スマートフォン・携帯電話等は、電源を切り荷物の中にしまうこと（時計は、音の出ない時計機能だけのものに限る）。
使用を許可された図書・ノート以外のものを使用すると、不正行為となるので注意すること。
 - * 特に使用許可するものが認められた科目については、試験前に K-SMAPY II にて発表する。
 - * 披見可の場合、特に指示のない限り、次のとおりとする。
 - ① ノート：ノートのコピー・参考文献等のコピーの挿入・貼付けがあってもよい。
 - ② 教科書・参考書：コピーでもよい。
 - ③ 指定六法：特別な指示のない限り以下の 2 冊のみ。
有斐閣版 「ポケット六法」
三省堂版 「デイリー六法」
 - ④ 辞書類：指示がない限り電子辞書は不可。
7. 筆記用具等の貸借・共用は禁止する。
8. 受験した答案は、解答不能の場合でも必ず提出しなければならない。
9. 以下の答案は無効とする。
 - 1) 無記名の答案
 - 2) 答案整理後に提出した答案
 - 3) 不正行為によって作成した答案
10. 試験中不正行為を行った者は、学則第 93 条第 1 号に定める「本学の秩序を紊し、名誉を毀損した者」として、「試験における不正行為に関する規程」により、懲戒処分を受ける。
11. 同一授業科目が複数開講されている場合、履修を届出ている曜時のものを開講キャンパスで受講すること。
期間内試験における受験キャンパスはその都度、掲示等で指示するのでそれに従うこと。
12. 病気や交通事故等、別表に示した「やむを得ない理由」で欠席し、追試験を受けようとする者は、所定の「追試験願」を教務課で受取り、必要事項を記入の上、診断書等所定の証明書（コピー不可）とともに、指定された期間中に提出すること。この届のない者、および試験の日時・場所を間違えて受験できなかった者は、追試験を受けることができない。
 - * 証明書類は、試験日・時にその状態（病気、事故等）であることが明記してあるものに限る。
 - * 別表

理 由	受験料	証 明 書
病気・怪我	有料	医師の診断書(試験当日に通院・療養中であつたことを証明するもの)。他は不可。
学校保健安全法施行規則第十八条に定められた感染症による欠席 (インフルエンザ等)	無料	
忌引 (両親、兄弟、姉妹、祖父母)	無料	死亡に関する公的証明書(会葬礼状でも可)
就職試験	有料	就職試験受験を証明するもの
災害 (台風、水害、火災等)	無料	官公庁による被災証明書
交通関係 (事故、遅延)	無料	(自宅からの通常の通学経路における) 交通機関が発行した証明書 (インターネット上の遅延証明書は不可)

授業実習（介護等体験・教育・神社）	無料	（教職センター、たまプラーザ事務課、神道研修事務課の）証明書
裁判員に選任	無料	呼出状（確認後、返却します。）
単位互換科目との試験日程重複	無料	受入れ大学の試験日程を証明するもの （横浜市内大学間単位互換協定のみ対象）

13. 単位レポートは、指定した日時・場所以外では受け付けない。なお、単位レポートを評価方法とする授業科目は、追試験の対象とはならない。

* 単位レポートの題目等は、K-SMAPY II に発表する。

再入学に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、学則第73条に基づき、再入学の取り扱いに関して必要な事項を定める。

（再入学の出願資格）

第2条 再入学を願い出ることができる者は、次の各号に定める要件を全て満たす者とする。

- (1) 学則第72条の規定により退学した者又は学則第95条第2号から第5号までの規定により除籍になった者
- (2) 退学又は除籍期日を含む年度の末日から、7年以上を経過していない者
- (3) 在学年限内に卒業できる見込みがある者

（再入学の時期）

第3条 再入学の時期は、学年の始とする。

（再入学できる学部、学科、学年等）

第4条 再入学を願い出ることができる学部、学科及び専攻コースは、退学又は除籍時に在籍していた学部、学科、専攻コースとする。

2 改組等により、在籍した学部・学科等がなくなったときは、教務部委員会で審議の上、出願させる学部、学科、専攻コースを決定し、受け入れる学部教授会の承認を得るものとする。

（所管部署）

第5条 再入学に関する事項は、教務部が所管し、事務は教務課が取り扱う。

（出願手続き）

第6条 再入学を希望する者は、教務部の発表する再入学試験要項に従い、所定の期間内に願書その他必要な書類を教務課へ提出しなければならない。

（考査）

第7条 前条の出願に基づき、各学部において再入学試験を実施する。

（入学手続き）

第8条 考査により再入学を認められた者は、所定の期間内に学費及び諸費を納入しなければならない。

2 再入学者の学費及び諸費は、再入学した年度の金額を適用する。ただし、入学金については半額とする。

（在学年限）

第9条 再入学者の在学年限は、退学又は除籍時の在学年数と合わせて、8年を超えることができない。

（学年、単位認定及び卒業要件）

第10条 再入学者の学年、既修得単位の認定及び卒業要件は、退学又は除籍時の単位修得状況に応じ、教務部委員会の議を経て、各学部教授会が決定する。

（改廃）

第11条 この規程の改廃は、教務部委員会及び全学教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 第2条第2号の規定は、平成13年度入学者から適用する。